

**改正**

令和5年9月29日教育委員会規則第11号

筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、筑西市スクールバスの運行に関する条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(規則で定める学校及び区域)

**第3条** 条例第2条第1号の規定による規則で定める学校及び区域は、別表第1左欄に掲げる学校区分に応じ、同表右欄に定める区域とする。

(利用の許可)

**第4条** 条例第5条第1項前段の規定によりスクールバスの利用の許可を受けようとする者は、利用を開始しようとする年度の前年度の教育長が定める期日までに、スクールバス利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、転入学その他のやむを得ない事由があると教育長が認めるときは、この限りでない。

2 教育長は、利用許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定のうえ、スクールバス利用許可・不許可決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するとともに、利用を許可したときは、利用保護者にスクールバス利用カード（様式第3号。以下「利用カード」という。）を交付するものとする。

(利用の変更)

**第5条** 条例第5条第1項後段の規定によりスクールバスの利用の変更をしようとする利用保護者は、当該変更をしようとする日の14日前までに、スクールバス利用変更許可申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、スクールバス利用変更許可・不許可決定通知書（様式第5号）により当該申請をした利用保護者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、利用保護者に変更後の利用カードを交

付するものとする。

- 4 前項の規定により変更後の利用カードの交付を受けた者は、速やかに当該変更に係る従前の利用カードを教育長に返却しなければならない。

(利用の中止等)

**第6条** 条例第5条第2項の規定によりスクールバスの利用の中止又は廃止をしようとする利用保護者は、当該中止又は廃止をしようとする日の14日前までに、スクールバス利用中止・廃止届出書(様式第6号)を教育長に提出し、その後、速やかに利用カードを返却しなければならない。ただし、利用者の小学校又は中学校の課程の修了によるスクールバスの利用の廃止については、この限りでない。

(利用カードの再交付)

**第7条** 利用保護者は、利用カードを紛失し、又は破損し、汚損し、若しくは滅失したときは、直ちにスクールバス利用カード紛失等届兼再交付申込書(様式第7号。以下「再交付申込書」という。)を教育長に提出しなければならない。この場合において、破損又は汚損の事由による場合にあっては、再交付申込書を提出後、速やかに当該利用カードを教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用カードを当該申込みをした利用保護者に再交付するものとする。

- 3 紛失の事由により利用カードの再発行を受けた利用保護者は、当該事由に係る利用カードを発見したときは、速やかに当該発見した利用カードを教育長に返却しなければならない。

(規則で定める納付方法)

**第8条** 条例第7条の規定による規則で定める保護者負担金の納付の方法は、納付書による納付又は口座振替による納付のいずれかとする。

(保護者負担金の減免)

**第9条** 条例第8条の規定による保護者負担金の減額又は免除は、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める減免額により行うものとする。

- 2 保護者負担金の減免を受けようとする利用保護者は、当該減免を受けようとする保護者負担金に係るスクールバスの利用をした月の翌月の10日までに、スクールバス保護者負担金減免申請書(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。

- 3 教育長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、スクールバス保護者負担金減免承認・不承認決定通知書(様式第9号)により当該申請をした利用

保護者に通知するものとする。

- 4 条例第8条第1号に掲げる事由に該当することにより保護者負担金の減免の決定を受けた利用保護者は、当該決定を受けた後において、当該事由が消滅したときは、直ちに教育長に申し出なければならない。
- 5 教育長は、前項の規定による申出を受けたとき又は利用保護者が条例第8条第1号に掲げる事由に該当しなくなった事実を確認したときは、第3項の減免の決定を取り消し、スクールバス保護者負担金減免取消通知書（様式第10号）により当該取消しを受けた利用保護者に通知するものとする。
- 6 前項の規定により減免の取消しを受けた利用保護者は、減免の事由が消滅した日以後の利用者のスクールバスの利用に係る保護者負担金を納付しなければならない。

（規則で定める順守事項）

**第10条** 条例第10条の規定による規則で定める順守事項のうち、利用者が順守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) スクールバスに乗車する際は、利用カードをスクールバスの運転者（以下「運転者」という。）に提示すること。
  - (2) 利用カードを他人に貸与しないこと。
  - (3) スクールバス及びその附属設備器具を破損し、汚損し、又は滅失させるおそれのある行為をしないこと。
  - (4) スクールバス内で大声を発したり、又は騒いだりしないこと。
  - (5) スクールバス内の清潔を保持すること。
  - (6) 決められた乗降場所及び時刻に乗降し、運転者の指示に従うこと。
  - (7) 窓から顔や手を出したり、物を投げ捨てたりしないこと。
  - (8) 走行中の急ブレーキ等に注意し、みだりに立ち上がらないこと。
  - (9) スクールバスの運行に支障を来すおそれがある物品等を車内に持ち込まないこと。
  - (10) 前各号に掲げるもののほかスクールバスの運行上必要とする禁止事項又は指示事項に違反しないこと。
- 2 条例第10条の規定による規則で定める順守事項のうち、利用保護者が順守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 利用者が欠席等の理由によりスクールバスを利用しない場合は、その旨を学校に連絡すること。

(2) 利用者が負傷、疾病等の理由により1月の運行日の2分の1以上において、スクールバスを利用しない場合は、その旨を学校に連絡すること。

(3) 前2号に定めるもののほかスクールバスの運行上必要とする禁止事項又は指示事項に違反しないこと。

(利用許可の取消し等)

**第11条** 教育長は、条例第11条の規定によりスクールバスの利用の許可の取消し又は利用の停止をするときは、スクールバス利用許可取消・利用停止通知書（様式第11号）により当該取消しを受けた者又は当該停止を受けた児童生徒に係る利用保護者に通知するものとする。

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほかスクールバスの運行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年9月29日教委規則第11号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**別表第1**（第3条関係）

学校	区域
下館中学校	泉、石塔、筑瀬、林、口戸、柴山、谷部、中館（2233～2236、2247～2267、2278～2281、2283～2287、2289～2298、2322～2330、2449～2455を除く。）、折本、樋口、羽方、大関、八田、奥田、下高田、落合、蒔田、国府田、上中山、野
明野五葉学園（前期課程に限る。）	有田、中根、倉持、海老ヶ島、田宿、松原、新井新田、山王堂、村田、吉田、竹垣、下川中子、古内、大林、内淀、鍋山、海老江、東保末、築地、鷺島、成井、高津、谷原、中上野、寺上野、赤浜、向上野、東石田、福岡新田、宮後、押尾、宮山、猫島、上西郷谷

別表第2（第9条関係）

区分	減免額
(1) 利用保護者が筑西市就学援助事務取扱規則（平成29年教育委員会規則第12号）に定める就学援助の認定を受けているとき。	全額
(2) 利用者が負傷、疾病等の理由により、1月の運行日の全てにおいて、スクールバスを利用しなかったとき。	全額
(3) 利用者が負傷、疾病等の理由により、1月の運行日の2分の1以上において、スクールバスを利用しなかったとき。	半額
(4) 前3号に定めるもののほか、教育長が必要と認めるとき。	相当額